

--- 立地手順の検討 ---

先行事例における立地手順の特徴の分類

平成24年4月27日

埋施設設置に関する技術専門委員会

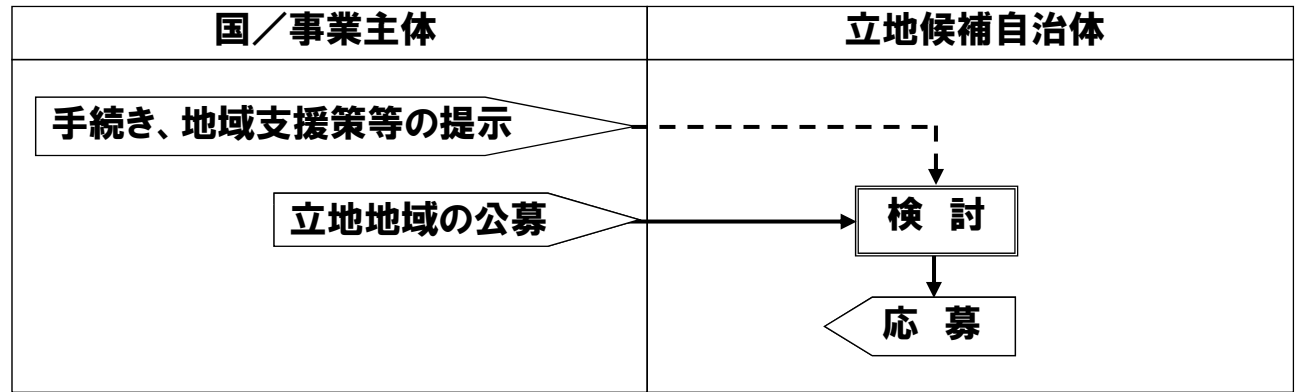


先行事例における立地手順の特徴の分類（1/2）

【方式A】

事業主体が**自治体を公募**し、応募の中から立地自治体を選定し決定する方式

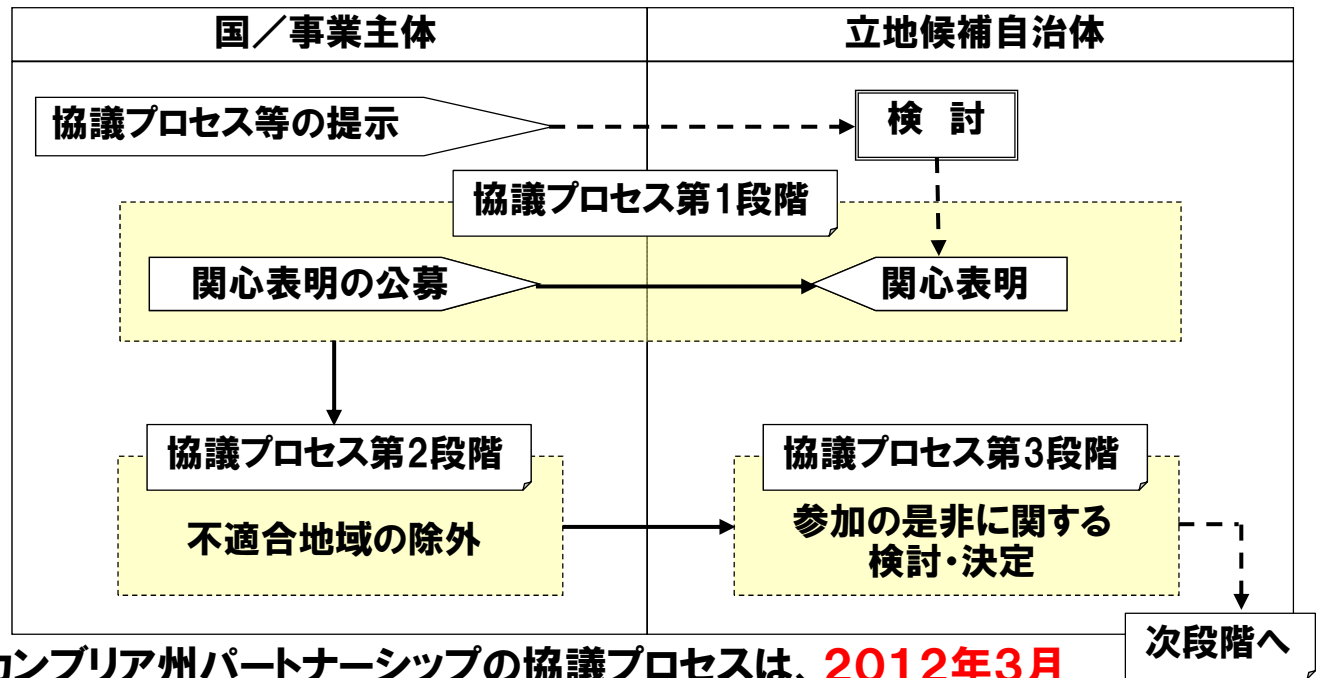
- ・応募の意思決定を行う自治体の責任が重くなる可能性がある。



【方式B】

事業主体が**関心を有する自治体を公募**し、関心表明を行った地点すべてと協議・調整の上、立地地点を決定する方式
(英国の事例)

- ・協議から始めて地域社会の納得性を高め、立地そのものの協議に移行。
- ・施設の建設開始までは、いつでも撤退できる仕組み。



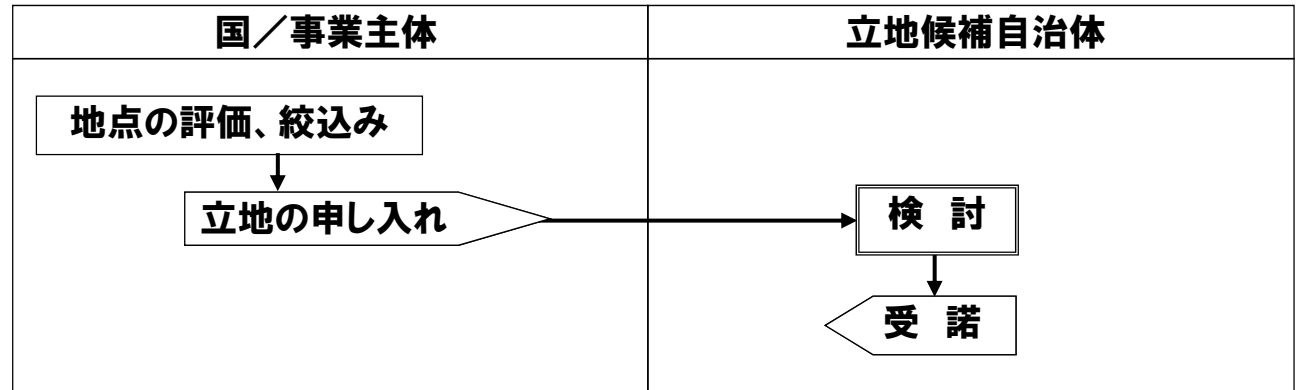
*2008年6月の公募以来、英国の西カンブリア州パートナーシップの協議プロセスは、**2012年3月現在**、全6段階中の第2段階が終了し、第3段階の**参加の是非に関する協議が進行中**である。2012年後半には結論が出される予定であるが、施設の建設決定段階までにはさらに**15年程度**が見込まれている。

先行事例における立地手順の特徴の分類（2/2）

【方式C】

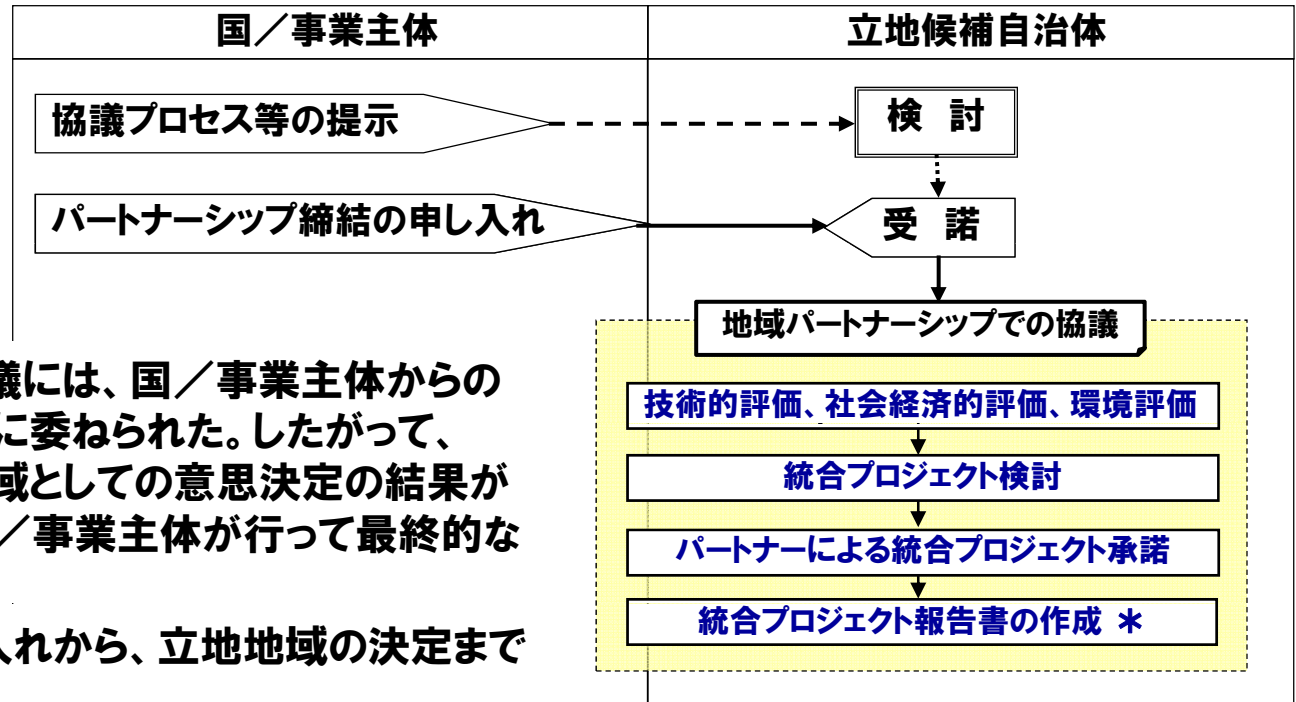
事業主体が自治体を抽出・選定し、立地を申し入れ、合意を得る方式

- ・申し入れ地点の決定過程について透明性が求められる。
- ・応諾に選択の余地があり、自治体の負担が軽減される可能性がある。



【方式D】

事業主体が協議したい自治体を抽出し、協議を申し入れ、すべての自治体と協議・調整の上、合意を得る方式（ベルギーの事例）



*ベルギーの地域パートナーシップでの協議には、国／事業主体からの参加は1名程度であり、ほとんどが地域に委ねられた。したがって、右図の統合プロジェクト報告書では、地域としての意思決定の結果が示されている。この報告書の評価を、国／事業主体が行って最終的な立地地域を決定した。

なお、地域パートナーシップ締結の申し入れから、立地地域の決定までには約7年の歳月を要している。